

## カーボンクレジット創出支援事業助成金交付要綱

(制定) 令和 8 年 5 月 20 日付 8 都環公地温第 1051 号

### (目的)

第 1 条 この要綱は、カーボンクレジット創出支援事業実施要綱（令和 8 年 2 月 17 日付 7 産労産計第 1439 号。以下「実施要綱」という。）第 3 条 2 の規定に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が東京都（以下「都」という。）の補助を受け事務を執行するカーボンクレジット創出支援事業（以下「本事業」という。）における助成金（以下「本助成金」という。）の交付に関する必要な手続等を定め、事業の適切かつ確実な執行を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、実施要綱第 2 条に定めるとおりとする。

### (助成対象事業者)

第 3 条 本助成金の交付対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、次の全ての要件を満たすものとする。

一 次のいずれかに該当する事業者であること。

- ア 中小企業者
- イ 中堅企業者
- ウ 個人事業主（所得税法第 229 条に基づく開業届を提出している者）
- エ 学校法人
- オ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び特定非営利活動法人
- カ 医療法人
- キ 社会福祉法人
- ク 特別法の規定に基づき設立された法人・協同組合等
- ケ 法律により直接設立された法人
- コ アからケまでに準ずる者として公社が適当と認めるもの

二 都内に事業所若しくは事務所を所有又は使用していること。ただし、助成対象事業の元となる排出削減等の活動の実施場所が都外である場合、都内に本店又は主たる事業所を有していること。

三 常時使用する従業員の数が 2,000 人以下であること

四 以下の事業を営んでいないこと。

- ア 宗教教育その他宗教活動に該当する事業
- イ 政治活動に該当する事業
- ウ 違法若しくは適法性に疑義のある事業又は公序良俗に問題のある事業
- エ 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等

の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）により定める風俗営業等）

オ 連鎖販売取引、ネガティブ・オプション(送り付け商法)、催眠商法、靈感商法等公的資金の補助先として適切でない判断される事業

五 現在かつ将来にわたって、暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下「暴力団員等」という。）に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。

六 法令等で定める租税についての未申告、滞納がないこと。

七 本事業による助成対象事業について、他の補助金を受給していないこと。

八 刑事上の処分を受けていない者、都から助成金等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者、その他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められる者であること。

九 国又は地方公共団体の出資を受けていない者であること。

(助成対象事業)

第 4 条 本助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、次に掲げるものとする。

一 カーボンクレジット創出に係るプロジェクト登録

次の要件を全て満たすもの

ア 都内事業所等における GHG 排出削減等に係るプロジェクト計画を策定すること。ただし、申請者が都内に本店又は主たる事業所を有する場合、都外事業所等における排出削減に係るプロジェクト計画も対象とする。

イ 上記のプロジェクト計画について、以下のいずれかのカーボンクレジット制度へのプロジェクト登録を完了すること。

(ア) J-クレジット制度

(イ) Jブルークレジット制度

(ウ) その他、ICVCM（自主的炭素市場のための十全性評議会）が策定するCCPs（中核脱炭素原則）に基づく評価により「CCP適格」として承認されているなど、公社が適当であると認めたカーボンクレジット制度

二 カーボンクレジット創出に係るクレジット認証

次の要件を全て満たすもの

ア クレジット認証を予定するプロジェクトが、前号の助成対象事業として交付決定を受けていること。

イ 上記のプロジェクト計画に基づいて排出削減等の取組を実施し、排出削減等の成

果について、カーボンクレジットとしての認証を完了すること。

(助成対象経費)

第5条 本助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業に要する次に掲げる経費のうち、公社が必要かつ適切と認めたものであって、第10条による交付申請を行うための第7条の規定により、事業の効果的な実施を図るため、交付決定の通知を受ける前に当該事業を実施する際、助成対象事業者があらかじめ公社が定める方法による届出（以下「事前申込」という。）を公社が受け付けた日以降に、カーボンクレジット創出に係るプロジェクト登録、クレジット認証に係る申請及び認定取得に係るコンサルティング費用の契約を締結するものとする。

一 カーボンクレジット創出に係るプロジェクト登録

ア プロジェクト登録に要する第三者機関による審査（妥当性確認）費用

イ プロジェクト登録申請に必要な書類作成等に係るコンサルティング費用

二 カーボンクレジット創出に係るクレジット認証

ア クレジットの認証に要する第三者機関による審査（検証）費用

イ クレジット認証申請に必要な書類作成等に係るコンサルティング費用

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は助成対象としない。

一 公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

二 契約から支払までの一連の手続が助成対象期間内に完了していない経費

三 購入額の一部又は全額に相当する金額を口座振込や現金により助成事業者へ払い戻すことで購入額を減額・無償とすることにより、取引証明する証憑に記載の金額と実質的に支払われた金額が一致しない経費

四 公社が助成対象として適切でないと判断した経費、過剰であるとみなされるもの、予備若しくは将来用のもの又は本事業以外においても使用することを目的としたものに要する経費

3 助成対象経費として申請のあった経費に助成対象事業者の自社製品等の調達分又は助成対象事業者に関係する者（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）からの調達分が含まれる場合は、本助成金の交付の目的に鑑み、利益等を減じた経費を助成対象経費とするものとする。

(助成金の額)

第6条 助成金の交付額（以下「助成金額」という。）は助成対象経費の3分の2の額とし、上限は300万円とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(本助成金の事前申込)

- 第7条 本助成金の交付を受けようとする者は、第5条第1項第1号に規定する経費に係る申請を行う場合は、カーボンクレジット創出に係るプロジェクト登録に係る申請及び支払い並びに登録申請に係るコンサルティング契約を締結する前に、第5条第1項第2号に規定する経費に係る申請を行う場合は、クレジット認証に係る申請及び支払並びに認定取得に係るコンサルティング契約を締結する前に、公社が別に定める事前申込書、誓約書及び助成対象経費の根拠資料（見積書等）を提出し、事前申込を行うものとする。
- 2 公社は前項の事前申込を受け付けた旨を、事前申込を行った者（以下「事前申込者」という。）に通知する。
- 3 第1項の事前申込において、当該事前申込の受付日から540日以内（以下「事前申込有効期限」という。）に第10条による交付申請が行われなかった事前申込については、当該事前申込を無効とする。ただし、天災地変その他申請者の責に帰することのできない理由として公社が認めるものがある場合は、この限りでない。
- 4 前項の規定において、公社が認めた理由により事前申込有効期限を超過して第10条による交付申請を行おうとする場合は、事前申込有効期限内に公社が別に定める事前申込遅延・廃止届を公社に提出すること。
- 5 第1項の規定による助成金の事前申込の受付期間は、公社が別に定める期間とする。
- 6 第1項の規定による事前申込受付の通知を受ける前に事業を実施する事前申込者は、事前申込受付の通知を受けるまでに実施する事業に関して、理由を問わず交付決定を受けられなかった場合は自らの負担となること及び不可抗力を含むあらゆる事由によって生じた損失は自らの責任とすることを了知の上で実施するものとする。
- 7 前各号に掲げる事項のほか、助成事業の実施に当たり本交付要綱又は実施要綱並びにその他法令の規定を遵守すること。

(事前申込の廃止の報告)

- 第8条 事前申込者は、事前申込を廃止しようとするときは速やかに公社が別に定める事前申込遅延・廃止届を公社に提出すること。

(事前申込者の承継)

- 第9条 事前申込者は、地位の承継（相続、法人の合併、分割等又は売買、交換、贈与、事業譲渡等の契約等。）が行われた場合において、事前申込者の地位を承継した者（以下「承継事業者（事前申込者）」という。）が当該助成事業を継続して実施しようとするときは、承継事業者（事前申込者）は、別で定める契約等による事前申込者の地位承継届を公社に提出すること。
- 2 公社が第1項の届出を受理した場合、本要綱上「事前申込者」とあるのは「承継事業者（事前申込者）」と読み替えて、各規定を適用する。

(助成金の交付申請)

第 10 条 事前申込を行い、本助成金の交付を受けようとする助成対象事業者（以下「交付申請者」という。）は、次項の規定のとおり公社が別に定める期間中（天災地変等交付申請者の責に帰すことのできない理由として公社が認めるものがある場合にあっては、公社が認める期間）に、交付申請兼実績報告書（第 1 号様式）及び別表 1-1・1-2 に掲げる書類（以下これらを「交付申請兼実績報告書等」という。）を提出し、交付申請を行うものとする。

- 2 前項に規定する交付申請兼実績報告書を提出する場合、原則として次に掲げる期限のうち最も遅い日から起算して 60 日を経過する日までに行うこととする。
  - 一 第 4 条第 1 項に規定する事業の場合、カーボンクレジット創出に係るプロジェクト登録が完了した日
  - 二 第 4 条第 2 項に規定する事業の場合、カーボンクレジット創出に係るクレジット認証が完了した日
  - 三 その他公社が適当と認めた日

(申請の受付)

第 11 条 公社は、公社が別に定める期間中、第 7 条第 2 項に定める事前申込者より交付申請を受け付けるものとする。

- 2 公社が受け付けた申請書類に不備がある場合、前項の規定により交付申請者に修正を求めた日の翌日から起算して 30 日以内に交付申請者が当該不備の修正を行わないときは、その申請を撤回したものとみなす。
- 3 公社は、申請を先着順に受理するものとし、受理した申請に係る本助成金の交付申請額の合計が公社の基金（以下「基金」という。）の範囲を超えた日（以下「基金超過日」という。）をもって、申請の受理を停止する。
- 4 前項の規定にかかわらず、基金超過日に複数の申請があった場合は、基金超過日の前日における基金残額を、基金超過日に到着した申請件数で割った金額（千円未満の端数切捨て）を基金超過日に到着した申請における 1 件当たりの上限額とする。

(助成金の交付決定及び交付額の確定)

第 12 条 公社は、第 10 条の規定による本助成金の交付の申請（以下「本交付申請」という。）を受けたときは、当該申請の内容についての書類審査又は必要に応じて行う現地調査等により、公社の予算の範囲内で本助成金の交付又は不交付の決定を行い、交付することとする場合にあっては交付すべき本助成金の交付額の確定を行う。

- 2 公社は、前項の決定において、本助成金を交付する場合にあっては助成金交付決定通知書（兼助成金確定通知書）（第 2 号様式）により、不交付とする場合にあっては助成金不交付決定通知書（第 3 号様式）により、交付申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第 13 条 社は、前条第 1 項の規定による本助成金の交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、同条第 2 項の規定による交付決定の通知を受けた交付申請者（以下「助成事業者」という。）に対し、交付の条件として、次に掲げる条件その他本助成金の適正な交付を行うため必要と認める条件を付すものとする。

- 一 助成対象経費に関しては重複して本助成金以外の助成金又は補助金を受給しないこと。
- 二 前条第 2 項の助成金交付決定通知書の受領後、都が本事業の実施状況に関する情報を公表することについて承諾すること。
- 三 社が第 15 条又は第 19 条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、これに従うこと。
- 四 社が第 22 条第 1 項の規定により本助成金の全部又は一部の返還を請求した場合は、社が指定する期日までに返還するとともに、第 23 条第 2 項の規定に基づき違約加算金を併せて納付すること。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第 24 条第 2 項の規定に基づき延滞金を納付すること。
- 五 前各号に掲げる事項のほか、助成事業の実施に当たり本交付要綱並びに実施要綱その他法令の規定を遵守すること。

(申請の撤回)

第 14 条 助成事業者は、第 12 条第 1 項による本助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、同条第 2 項の規定による交付決定の通知を受領した日の翌日から起算して 14 日以内に申請の撤回をすることができる。

- 2 助成事業者は、前項の申請の撤回をするときは、社に対し、助成金交付申請撤回届出書（第 4 号様式）を社に提出するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第 15 条 社は、本助成金の交付の決定をした場合において、天災地変その他本助成金の交付の決定後に生じた事情の変更により本事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合においては、本助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、助成対象事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

(助成事業の承継)

第 16 条 助成事業者の地位の承継（相続、法人の合併、分割等又は売買、交換、贈与、事業譲渡等の契約等。）が行われた場合において、助成事業者の地位を承継した者（以下「承

継者」という。)が当該助成事業を継続して実施しようとするときは、承継者は、助成事業承継承認申請書(第5号様式)を公社に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 公社は、前項の規定による申請を受けた場合は、承継者が当該助成事業を継続して実施することの承認又は不承認を行い、助成事業承継(承認・不承認)通知書(第6号様式)により、承継者へ通知する。
- 3 公社は、前項の規定による承認に当たり、必要に応じ条件を付することができるものとする。
- 4 第2項において、公社が契約等による助成事業者の地位の承継を承認した場合は、本助成金の交付に伴う全ての権利及び義務は承継者に移転するものとし、本交付要綱上「助成事業者」とあるのは「承継者」と読み替えて、各規定を適用する。

(事業者情報の変更に伴う届出)

第17条 助成事業者は、名称、代表者の氏名、主たる事業所の所在地等を変更した場合は、速やかに助成事業情報変更届出書(第7号様式)を公社に提出しなければならない。

(助成事業の廃止)

第18条 助成事業者は、やむを得ない理由により助成事業を廃止しようとするときは速やかに助成事業廃止申請書(第8号様式)を公社に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 公社は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、妥当であると認めるときは、当該申請に係る助成事業の廃止を承認するものとする。
- 3 公社は、第2項の規定による承認をしたときは、その旨を当該助成事業者に助成事業廃止承認通知書(第9号様式)により通知するものとする。
- 4 公社は、第2項の規定による承認に当たり、必要に応じ条件を付することができるものとする。

(交付決定の取消し)

第19条 公社は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第12条第1項の規定により、本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- 一 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
- 二 第12条第1項の規定による本助成金の交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。
- 三 本交付要綱又は実施要綱の規定その他公社の定める事項を遵守しなかったとき。
- 四 助成事業者(代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。)が暴力団員等又は暴力団に該当するに至ったとき。
- 五 第12条第1項の規定による交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は条

例等に違反したとき。

六 本事業に係る都又は公社の指示に従わないとき。

- 2 公社は、第1項の規定による取消しをした場合は、速やかに当該助成事業者に対し、助成金交付決定取消通知書（第10号様式）により通知するものとする。
- 3 公社は、第1項の規定による取消しをした場合において、特に必要があると認めるときは、当該助成事業者の名称及び取消しに係る事由の内容を公表することができるものとする。

（助成金の支払）

第20条 公社は、第12条の規定により、本助成金の交付額を確定した時には、速やかに当該確定に係る助成事業者に対し本助成金を支払うものとする。

（不正手続き等に対する措置）

第21条 公社は、事前申込者・交付申請者を含む助成事業者（以下「助成事業者等」という。）が、偽りその他不正の手段により本交付要綱に規定する手続きを行い、又はこの要綱その他法令の規定に違反する行為を行った場合には、助成事業者等に対し、次の措置を講じることができる。

- 一 第12条第1項の規定による本助成金の不交付の決定、第19条第1項の規定による交付決定の取消し、次条第1項の規定による本助成金の返還の請求及び第23条第1項の規定による違約加算金の納付の請求。
- 二 公社が都の補助金の交付を受けて行う助成金等交付事業その他実施する事務又は事業について、一定の期間、助成対象事業者の対象外とすること。
- 三 氏名又は名称及び不正内容を公表すること。

（本助成金の返還）

第22条 公社は、助成事業者に対し、第14条又は第19条第1項の規定による取消しを行った場合において、既に交付を行った本助成金があるときは、助成事業者に対し、助成金返還請求通知書（第11号様式）により期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

- 2 公社は、本助成金の支払い後、当該助成金の額が、実施要綱第4条及び本交付要綱第12条に定める額を超えたことが判明した場合は、当該本助成金に係る助成事業者に対し、期限を定めて、当該超過額の返還を請求するものとする。
- 3 助成事業者は、前項の規定により本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、当該助成金を公社に返還しなければならない。
- 4 助成事業者は、前項の規定により助成金を返還したときは、公社に対し、助成金返還報告書（第12号様式）を提出しなければならない。

5 前項の規定は、次条第1項の規定による違約加算金及び第24条第1項の規定による延滞金を請求した場合に準用する。

(違約加算金)

第23条 公社は、第19条第1項の規定による取消しを行った場合において、助成事業者に対し前条第1項の規定により返還請求を行ったときは、当該助成事業者に対し、本助成金の受領の日から納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。）に応じ、返還すべき額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求するものとする。

2 助成事業者は、前項の規定による違約加算金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。

(延滞金)

第24条 公社は、助成事業者に対し、第22条第1項の規定により本助成金の返還請求を行った場合であって、助成事業者が、公社が指定する期限までに当該返還金額（前条第1項に規定する違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、助成事業者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求するものとする。

2 助成事業者は、前項の規定による延滞金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。

(他の助成金等の一時停止等)

第25条 公社は、助成事業者に対し、本助成金の返還を請求し、助成事業者が本助成金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該給付金と未納付額を相殺するものとする。

(助成事業の経理)

第26条 助成事業者は、助成事業の経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備しなければならない。

2 助成事業者は、前項の書類を第10条第1項に規定する交付申請兼実績報告書等を提出した日の属する公社の会計年度終了の日から5年間保存しておかなければならない。

(調査等)

第27条 公社は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、助成事業者等に対し、助成事業に関し報告を求め、助成事業者等の事業所等に立ち入り、帳簿書

類その他の証憑を調査し、又は関係者に質問することができる。

- 2 助成事業者等は、前項の規定による報告の徴収、事業所等への立入り、証票の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。
- 3 助成事業者等は、都及び公社が実施する本事業の効果分析等のためのデータ提供、説明会、セミナー等での成果発表、アンケート調査その他必要な事項に応じなければならない。

(指導・助言)

第 28 条 公社は、本事業の適切な執行のため、助成事業者等に対し必要な指導及び助言を行うことができる。

(成果の公表)

第 29 条 公社は、助成対象事業の分析及び検証を行い、都に報告するものとする。

- 2 助成事業者等は、都が前項に規定する報告に基づき行う申請者名及び助成対象事業の実施結果の公表に協力し、かつ、都が当該公表を行うことを承諾しなければならない。

(個人情報等の取扱い)

第 30 条 公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者（事前申込者・交付申請者を含み、法人の場合はその他役員・従業者等を含む。）に係る個人情報及び申請書類等に記載された事業者情報、申請内容、交付・実績に関する情報（以下「個人情報等」という。）については、東京都の施策目標及び本事業の目的を達成するために都に提供するほか、必要な範囲において、次に掲げる事項にのみ使用する。

- 一 本事業における助成金の審査、交付決定、交付及び事業の適正な執行
  - 二 公社が実施する他の助成事業における審査、交付及び適正な執行、重複申請・重複受給の確認、不正受給の防止並びに制度改善のための照合
  - 三 国、地方公共団体等が行う同種の補助金事業における重複受給の確認
  - 四 助成金制度に関する統計分析及びその結果を活用した制度改善並びに新規事業の企画
  - 五 東京都への事業報告及び東京都が実施する環境・産業・エネルギーの各施策への活用
  - 六 東京都及び公社が実施する各種事業、助成金、イベント等の情報提供
- 2 公社は、個人情報の取扱いに関し、「個人情報の保護に関する規程」及び「プライバシーポリシー（個人情報保護方針）」に基づき、適切に管理するものとする。
  - 3 助成事業者は、事前申込及び交付申請に当たり、第 1 項から第 2 項までに定める個人情報の取扱いについて、同意書（第 1 号様式）により同意するものとする。
  - 4 本条に定めのない事項については、公社が定める「個人情報の保護に関する規程」及び「プライバシーポリシー（個人情報保護方針）」に従うものとする。
  - 5 公社は、本人の同意がある場合、法令等に定めがある場合、その他公社の「個人情報の保護に関する規程」に基づき認められる場合を除き、本事業の実施に関して知り得た助成

事業者に係る個人情報等について、本人の承諾なしに、第三者に提供しないものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第 31 条 本事業に係る手続については、公社が指定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける公社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に公社に到達したものとみなす。

(電子情報処理組織による通知等)

第 32 条 本事業に係る通知等（以下「通知等」という。）については、公社が指定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の公社が指定する表示をする場合に限る。なお、電子署名規程（令和 5 年 11 月 24 日付 5 都環公総第 569 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、通知等における電子署名は省略することができる。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知等は、当該通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 3 通知等のうち当該通知等に関する他の規定により署名等を行うことが規定されているものを第 1 項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該規定にかかわらず、通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該通知等と併せて公社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することをもって代えることができる。

(その他必要な事項)

第 33 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、公社が別に定める。

- 2 本事業に係る都から公社への事務費補助期間の終了後は、本交付要綱において公社が行うこととされている各手続等については、都が行うものとする。

附 則（令和 8 年 5 月 20 日付 8 都環公地温第 1051 号）

この要綱は、令和 8 年 5 月 20 日から施行し、令和 8 年 5 月 20 日から適用する。

別表 1-1 交付申請（プロジェクト登録）時に必要な提出書類（第 10 条関係）

1	交付申請兼実績報告書（第 1 号様式）
2	助成対象経費内訳
3	商業・法人登記簿謄本（写しでも可）
4	納税証明書（事業税及び住民税の直近 1 か年、写しでも可）
5	助成対象経費に係る見積書類
6	契約書（注文書・請書でも可）
7	助成対象経費に係る請求書一式（写し）
8	支払の証憑（振込明細等金融機関発行の証明書等写し）
9	振込先口座が請求者の口座であることを確認できる資料（通帳の写し等）
10	クレジットプロジェクト計画書（クレジット審査機関に提出したものの写し）
11	クレジットプロジェクト登録がなされたことが分かる資料
12	その他公社が指示する書類

別表 1-2 交付申請（クレジット認証）時に必要な提出書類（第 10 条関係）

1	交付申請兼実績報告書（第 1 号様式）
2	助成対象経費内訳
3	商業・法人登記簿謄本（写しでも可）
4	納税証明書（事業税及び住民税の直近 1 か年、写しでも可）
5	助成対象経費に係る見積書類
6	契約書（注文書・請書でも可）
7	助成対象経費に係る請求書一式（写し）
8	支払の証憑（振込明細等金融機関発行の証明書等写し）
9	振込先口座が請求者の口座であることを確認できる資料（通帳の写し等）
10	クレジットプロジェクト計画書（クレジット審査機関に提出したものの写し）
11	クレジットプロジェクト登録がなされたことが分かる資料
12	クレジット認証がなされたことが分かる資料
13	その他公社が指示する書類